

廃発炎筒(自動車用緊急保安炎筒)に関する火薬類取締法の解釈について

日本保安炎筒工業会

1. 廃発炎筒の運搬

廃発炎筒の火薬量が2tを超えて運搬する場合は、火薬類取締法の適用対象となり、運搬証明の携帯が義務付けられ、以下の「運搬の技術上の基準」を満たす必要がある。

< 運搬の技術上の基準 > (火薬類の運搬に関する内閣府令より抜粋)

第12条 火薬類を運搬する場合には、次の各号に従って積載しなければならない。

- 一. 運搬中において摩擦し、動揺し、又は転落することのないようにすること。
- 二. 火薬類には、耐火性及び防火性の被覆をすること。

2項 運搬しようとする火薬類は、包装し、又は梱包して積載しなければならない。

第13条 火薬類は次の各号に掲げる貨物と同一車両に混載してはならない。

- 一. 発火性又は引火性の物
- 二. 包装等が不完全であって火薬類に摩擦又は衝撃を与える恐れのある物
- 三. 鋼材、機械類、鉱石類その他の重量物
- 四. 毒物、放射性物質その他の有害性物質

第14条 種類の異なる火薬類は同一車両に混載してはならない。ただし、別表2に定めるところにより混載する場合は、この限りでない。

第15条 (運搬方法) 以下要約

- 一. 運転要員の確保 一般道 200km 以上 高速道 340km 以上は運転手が2名必要
- 二. 自動車によって運搬する場合は当該自動車に見張人をつけること(運転手+見張人)
- 三. 駐車する場合は危険な場所を避け、かつ、火薬類を見張ること
- 四. 夜間又は視界不良の場合において駐車するときは、車両の前方・後方 15m のところに赤色灯を置くこと
- 五. 火薬類を積載した車両相互間の距離は、進行中は 80m、駐車中は 50m 以上離すこと
- 六. 運搬中積替え等のため火薬類を一時保管する場合は、火薬庫又はこれに準ずる安全な場所に保管すること
- 七. 火薬類の近くで喫煙し、又は火気を扱わないこと(以下略)

第16条 (標識) 火薬類を運搬する場合は、火薬類の運搬中であることを明示するため標識をつけなければならない。以下略

第17条 (通路) 火薬類を運搬する場合の通路については以下の基準に従わなければならない。以下略

2. 廃発炎筒の貯蔵

火薬類の貯蔵については、火薬類取締法第11条において以下のように定められている。

< 貯蔵 >

11条 火薬類の貯蔵は火薬庫においてしなければならない。但し、経済産業省令で定める数量以下についてはこの限りでない。(以下庫外貯蔵と表記)

- 2 火薬類の貯蔵は経済産業省令で定める技術上の基準に従ってこれをしなければならない
以下略

2 - 1 庫外貯蔵について

経済産業省令第15条で「火薬庫外に貯蔵できる火薬類」の数量が業者ごとに定められている。業者の区分とがん具煙火の貯蔵量は以下の通り。

| 業者の区分 | がん具煙火の庫外貯蔵量 |
|--|-------------|
| (1) 販売業者であって、販売のために都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者 | 該当なし |
| (2) 第19条に定める貯蔵火薬類の区分により実包若しくは空砲を貯蔵することができる1級火薬庫の所有者又は占有者であって、貯蔵を委託された火薬、実包または空砲の貯蔵のために都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者 | 該当なし |
| (3) 第19条に定める貯蔵火薬類の区分により実包若しくは空砲を貯蔵することができる1級火薬庫又は3級火薬庫の所有者又は占有者であって、貯蔵を委託された火薬、銃用雷管、実包、空砲又は火薬を装てんしていない銃用雷管付薬きょうの貯蔵のために都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者 | 該当なし |
| (4) 実包火薬庫の所有者又は占有者であって貯蔵を委託された火薬、実包又は空砲の貯蔵のために都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者 | 該当なし |
| (5) 土木事業その他の事業を営む者であって、その事業に要する火薬類の消費地を管轄する都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者 | 該当なし |
| (6) がん具煙火を販売する者であって、販売のために都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者 1 | (イ) 500kg 1 |
| | (ロ) 250kg 1 |
| (7) 法令に基づきその事務又は事業のために火薬類を消費する者であって、その事務又は事業に要する火薬類を消費する消費地を管轄する都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者 | 該当なし |
| (8) 都道府県知事の指示する安全な場所以外の安全な場所に貯蔵する者 | 25kg |

1:販売業者の貯蔵量の違いは、販売の規模による違い。

2 - 2 がん具煙火貯蔵庫について

がん具煙火貯蔵庫は、がん具煙火を貯蔵する専用の火薬庫で、設置のための条件は以下の通り。

| 条件項目 | 概要 |
|----------|--|
| 最大貯蔵量 | 10t 但し5tを超えて貯蔵する場合には3t未満の数量ごとに経済産業大臣が告示で定める基準により設けられた隔壁により区分して貯蔵しなければならない |
| 保安距離 | 貯蔵量によって変化する 例: 貯蔵量 10tの場合 = 12m 貯蔵量 6tの場合 = 10m あわせて保安物件の選定を実施する |
| 位置、構造、設備 | 1. 湿地を避けて選定する 2. 構造はできるだけ平屋建とし、鉄網モルタル塗、漆喰塗等の防火の措置を講ずる 3. 入口の扉には錠を施す等盗難を防ぎ得るような措置を講ずる 4. 避雷装置を取りつける 5. 保管する火薬類の種類と数量を掲示する |
| 保安責任者 | 火薬類取扱保安責任者免状所有者 2名(正・代理各1名)必要 常駐が条件 |
| 貯蔵上の基準 | 火薬類取締法施行規則第16条に定められている事項の遵守 |
| その他 | がん具煙火貯蔵庫の設置又は移転の許可費用 ¥43,800 保安検査費用(年1回)=都道府県条例で制定(群馬県の場合¥41,000) 保安教育計画の策定と認可、定期自主検査計画の作成と届出が必要 |